

令和7年 第2回
組合議会臨時会会議録

開会 令和7年12月24日
閉会 令和7年12月24日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和7年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和7年12月24日
- 招集の場所 常総地方広域市町村圏事務組
- 開会（開議） 午後2時30分
- 出席議員（12名）

1番 倉持 守君	2番 坂巻 文夫君
3番 小林 剛君	4番 杉山 尊宣君
5番 関川 翔君	6番 赤羽 直一君
7番 海老原 博幸君	8番 田中 啓一君
9番 堤 茂信君	10番 中島 督仁君
11番 高木 寛房君	12番 豊島 葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸 修久君
副管理者	神達 岳志君
副管理者	小田川 浩君
副管理者	中村 修君
- 【事務局】

事務局長	小島 義久君
事務局次長	瀬崎 香代君
管理課長	酒井 義男君
常総環境センター所長	野口 貴洋君
施設課長	樋口 博君
管理課副参事兼課長補佐	枝川 温君
管理課長補佐	鈴木 貴直君
常総環境センター所長補佐	堀越 勝君
施設課長補佐	萩山 智治君
- 【消防本部】

消防長	岡野 智行君
消防次長	山田 武君
参事兼警防課長	倉持 邦彦君
- 職務のため出席した者
高村 亜希子、篠原 有紀子

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
(守谷消防署南守谷出張所救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること)
日程第 4 議案第 1 4 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 1 5 号 令和 7 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第 4 号)について
日程第 6 議案第 1 6 号 環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結について

開 会 午後 2 時 3 0 分

○議長(坂巻文夫君) 只今の出席議員は 12 名で、定足数に達しております。

よって、令和 7 年第 2 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。

組合広報から、議場内の撮影の申し出がありましたので、許可をいたしております。これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第 8 条の規定により議事日程を定め、お手元に配布のとおりであります。

地方自治法第 121 条の規定により、議案等の説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、事務局次長、消防次長、参事兼消防本部警防課長、管理課長、常総環境センター所長、施設課長、管理課副参事兼課長補佐、管理課長補佐、常総環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(坂巻文夫君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 42 条の規定により、議長において、1 番 倉持守君、3 番 小林剛君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長(坂巻文夫君) 日程第 2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(坂巻文夫君) 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について

(守谷消防署南守谷出張所救急車の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解すること)

○議長(坂巻文夫君) 日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告を行います。

消防長 岡野智行君。

○消防長(岡野智行君) はい。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項につきまして御報告申し上げます。

議案書1ページから3ページを御覧ください。南守谷出張所の救急車による物損事故に係る和解でございます。

本事案は、本年8月17日、午後10時50分頃、南守谷出張所救急車が守谷市松ヶ丘地内で発生した急病救急に出動した際、現場付近にて傷病者が前方右側路上にて待機しているのを運転手が確認、一旦救急車を停止させるものの、十字路内であり右折が必要と考え、誘導員を配置せず1メートル程後退させたところ、救急車と同経路を進行、後方に停車していた相手車両に接触した物損事故でございます。サイレン吹鳴、赤色警光灯を点灯させておりましたが、周囲の確認不足、早く傷病者と接触したいという焦り、何も無いだろうという正に「だろー運転」が事故原因と考えられるところでございます。誠に申し訳ありませんでした。

なお、この事故による責任割合は、当組合が100%となり、相手側に65万円を支払うことで和解が成立し、10月26日付で専決処分いたしました。

当該職員及び車両長に対し厳重注意するとともに、全所属においてインシデント・アクシデントによる危機管理の研修会を実施、更には消防長通達において、法令順守、安全運転は当然とし、常に高い安全意識を持ち、危険な状況になることを予測する「かもしれない運転」の励行を改めて促したところでございます。今後も組織一丸となり再発防止に向け、取組み強化を図ります。私の指導不足何物でもございませぬ。この度は、誠に申し訳ございませんでした。

○議長(坂巻文夫君) 以上で報告第2号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

日程第4 議案第14号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例について

○議長（坂巻文夫君）日程第4 議案第14号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、消防庁が当該火災を踏まえた検討会を開催し、報告書をまとめた結果、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことを踏まえ、当組合においても火災予防条例の一部を改正するものです。

この条例は、令和8年1月1日より施行するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第14号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第4号) について

○議長(坂巻文夫君) 日程第5 議案第15号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号) について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) 提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

ごみ処理施設の整備に関し、多額の費用負担が見込まれることから、搬入されるごみの組成分析を実施し、ごみ減量化施策の検討に資するものです。

これにより衛生費の委託料を増額し、併せて年度内の業務完了が困難なため、繰越明許費を設定するものです。

このほか、令和8年度当初から契約の履行が必要となるリース料及び業務委託料について債務負担行為を追加するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長(坂巻文夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(坂巻文夫君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(坂巻文夫君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第15号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号) については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(坂巻文夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結について

○議長（坂巻文夫君）日程第6 議案第16号 環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、環境資源化施設火災復旧工事を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものです。

よろしく御審議のうえ、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

続きまして、事務局より補足説明があります。

常総環境センター所長 野口貴洋君。

○常総環境センター所長（野口貴洋君）はい。

それでは、常総環境センター資源化施設復旧工事請負契約の締結について補足説明いたします。議案書の18ページをお開きください。

契約金額は42億3,500万円となり、その内訳は、設備機器の機械工事が20億2,220万8千円、外壁・梁等の建築工事が13億1,113万9千円、諸経費が9億165万3千円となります。

火災事故は昨年、令和6年12月9日に発生したもので、資源化施設の不燃ごみ設備全体が焼損し、建屋の一部も火災による熱で損害を受けました。

復旧工事は、設備関係では、1階から5階にそれぞれ配置している受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、貯留・搬出設備、集じん設備の6設備、28機器に及ぶ復旧となり、また、外壁・梁も復旧いたします。

消火対策の強化としては、今回の火災の発生箇所である搬送設備のNo.1破碎物搬送コンベヤの上部にCO濃度計を新設して火災検知機能を強化いたします。また、消火散水装置の散水箇所を追加して散水量を増やすなどの対策をいたします。

なお、火災原因とみられるリチウムイオン電池の検知設備については、エックス線や電磁波による検知機の開発が始まったところであり、機器が大型で設置には建築も含めた大規模改修が必要となること、また、検知能力が十分でないことなど、現時点で導入するには厳しい状況ではありますが、引き続き検討していきます。

22ページをお開きください。

工期は議決日の翌日から令和9年9月30日までとなります。

7年度は、現場においては年明けから環境センター河川敷に仮設事務所、工事作業員の駐車スペースの設置工事などの仮設工事を中心となります。また、入れ替える設備機器の詳細設計など工場での製作準備に入ります。

8年度は主に設備機器の製作と外壁・梁の復旧が中心となります。

機器の据付には環境センター敷地内に大型クレーンを配置し、資源化施設の天井を開

放し、そこから機器を入れ込む計画です。

9年度は機器の稼働試験が中心となります。現場工事は令和9年5月が完成予定でありますので、完成後は状況を確認しながら不燃ごみの処理を再開いたします。

なお、工事期間中、敷地内に大型クレーンを配置するため、資源物搬出動線の変更、各資材を搬入しながら工事を実施していきませんが、ごみの受入、施設見学は通常通り対応いたします。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（坂巻文夫君）以上で、補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第16号 環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻文夫君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和7年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 坂 卷 文 夫

議 員 倉 持 守

議 員 小 林 剛